## 令和2年4月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和2年4月24日(金) 午後4時00分 開 会 午後4時22分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長
石
田
善
昭
善
昭
一
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市
市

4 出席職員

## 5 議題等

議案第17号 銚子市文化財審議会委員の委嘱について

議案第18号 代決処分の承認を求めることについて(社会教育施設における 臨時の休館・休場)

議案第19号 代決処分の承認を求めることについて(社会教育施設における 臨時の休館・休場)

報告第 1 号 放棄した債権の報告について

## 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後4時00分

ただいまより、令和2年4月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

3月25日に開催いたしました令和2年3月教育委員会定例会の議事録を事前にお 配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

## 【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

## 【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

## 【教育長】

(別添資料により報告)

### 【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

# 【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、柗﨑委員、伊藤委員を指名します。

## 【教育長】

続きまして、日程第2 議案第17号を議題といたします。 議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

## 【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

## 【社会教育課長】

議案第17号銚子市文化財審議会委員の委嘱について、提案理由をご説明いたします。銚子市文化財保護条例第4条第3項の規定により、銚子市文化財審議会委員を委嘱し、現在、学識経験者9名で運営しておりますが、令和2年4月30日をもって任期が満了となります。委員につきましては、現職の9名の委員を再任し、本市の文化財保護及び活用にご尽力をいただきたいと考えております。再任いただきたい委員は、日本建築史・建築がご専門の岩瀬繁氏、生物学がご専門の小高利彦氏、地質学がご専門の加瀬靖之氏、中世史がご専門の木村修氏、歴史・民俗がご専門の米谷博氏、考古学・仏教考古学がご専門の斎木勝氏、植物がご専門の鶴岡繁氏、灯台史・郷土史がご専門の仲田博史氏、古文書・博物館学がご専門の野尻かおる氏の9名です。委嘱期間は、令和2年5月1日から令和4年4月30日まで、任期は2年です。以上のとおりでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

## 【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

## 【八角委員】

委嘱委員の人数はこれまでと変わりありませんか。また、定員は何名ですか。

## 【文化財・ジオパーク室長】

定員につきましては条例で10名以内と規定されています。前回は10名に委嘱しましたが、1名お亡くなりになり補充はしませんでしたので、昨年も9名でした。

## 【教育長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

## 【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第17号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【全委員】 (挙手)

## 【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

#### 【教育長】

続きまして、日程第3 議案第18号及び議案第19号は関連がありますので、一 括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

## 【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

#### 【社会教育課長】

議案第18号代決処分の承認を求めることについて及び議案第19号代決処分の承 認を求めることについてご説明いたします。 この両議案は、新型コロナウイルスの感 染が増え続ける中、感染拡大防止のために徹底した対策を講ずるため、社会教育施設 9施設の臨時休館、休場を継続するために、教育長の代決処分を行い、これを教育委 員会に報告し、ご承認を頂こうとするものです。議案第18号の代決処分の承認を求 めることについては、3月25日に開催された本委員会におきましてご説明いたしま したとおり、感染拡大防止のために、令和2年代決処分第1号により、令和2年3月 6日から31日まで、公正図書館を除く社会教育施設9施設を臨時に休館、休場とい たしましたが、その後 3月19日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対 策専門家会議における感染状況が確認されていない地域では、感染防止対策を徹底し た上で、感染拡大のリスクが低い活動から徐々に解除すべきとの提言を参考に、新型 コロナウイルスの感染防止対策を十分に図り、クラスターの発生リスクを下げるため、 密閉・密集・密接の3密を避ける形で、利用制限を行い4月1日から、施設を再開さ せる予定でした。しかし、3月29日土曜日に、隣接する東庄町にある船橋市の障害 者福祉施設 北総育成園で、入所者、職員58人の集団感染の発生が明らかとなりま した。その時点では、感染の全容は明らかでなく、感染者が増加する懸念がありまし た。また、同施設には、職員として本市市民が勤務している可能性も大きく、施設関 係者の生活圏に本市が含まれていることも想定されましたため、社会教育施設の再開 の方針を急きょ変更し、4月1日から同月30日まで、全ての施設を休館・休場とし たものです。また、議案第19号の代決処分の承認を求めることについては、4月7

日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長である総理大臣が、新型インフルエン ザ等対策特別措置法第32条の規定による緊急事態宣言を行い、4月7日から5月6 日までの30日間を「緊急事態措置を実施すべき期間」とし、千葉県を含む7都府県 を「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定しました。また、千葉県知事は、同日、 緊急事態措置として同法第45条第1項の規定による外出自粛要請等を行いました。 このため、緊急事態宣言と千葉県の緊急事態措置の主旨を反映し、当社会教育施設を 休館、休場する期間の終期を「緊急事態措置を実施すべき期間」の終期である5月6 日まで、延長することとし、早急に発表する必要があったため、同日に教育長の代決 処分を行ったものです。先にご説明したとおり、公正図書館を除く社会教育施設は、 各施設の管理規則等で教育委員会が必要と認める場合に限り、臨時に休館日を定める ことができる。こととなっていますが、早急に休館・休場を決定する必要があったた め、代決処分したものであり、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則 第4条第3項の規定により、代決処分をしたため、同条第4項の規定により教育委員 会にご報告し、その承認を求めようとするものです。なお、公正図書館についても、 管理規則に基づき、教育長の決裁により、4月1日から5月6日まで同様に休館の措 置をとっています。以上で、議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。よ ろしくご審議のほどお願いいたします。

## 【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

## 【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

## 【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。はじめに議案第18号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【全委員】 (挙手)

# 【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

# 【全委員】 (挙手)

#### 【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり承認することと決しました。

#### 【教育長】

続きまして、日程第4 報告第1号について、所管課長から説明をお願いします。

## 【学校教育課長】

報告第1号 放棄した債権の報告でございます。銚子市債権管理条例第14条第1項第1号の規定により、学校給食費に係る債権を放棄しましたので、同条第2項の規定によりまして報告申し上げます。別紙 債権放棄調書を御覧ください。1、放棄した債権の名称、学校給食費負担金、2、債権放棄年月日、令和2年3月31日、3、債権放棄の事由、銚子市債権管理条例第14条第1項第1号該当、生活困窮、4、人数、141人、件数、902件、債権の額、369万1,562円、債権発生年度の詳細につきましては表のとおりでございます。5、今回の案件は、生活困窮により要保護や準要保護世帯に認定された世帯が認定前に滞納した学校給食費について、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められますので、債権を放棄したものです。以上で報告を終わります。

# 【教育長】

以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

## 【八角委員】

別紙、債権放棄調書のなかの件数はどのような数ですか。

# 【学校給食センター所長】

この件数は延人数です。1人が1ヵ月で1件と数えています。

## 【教育長】

何人が延何ヵ月分の滞納があるというよう数え方をします。

## 【八角委員】

そうしますと、平成29年度は9人が12ヵ月滞納したのではなく、そのなかで納めた月もあるということですね。

### 【教育長】

そうです。1年間、12ヵ月全て納めていない方もいますが、2ヵ月分、3ヵ月分 納めていない方もいるということです。

#### 【八角委員】

納めたり、納めなかったりしていることもあるということですね。

## 【学校給食センター所長】

そういうこともあります。

## 【伊藤委員】

人数、件数が前の年度の方が多いのはどうしてですか。

## 【学校給食センター所長】

これにつきましては、要保護、準要保護世帯の認定前のものになりますので、平成30年度につきましては、要保護、準要保護世帯への認定前の滞納が少なかったと思われます。

#### 【伊藤委員】

これは、小・中学校を合わせた人数ですか。

## 【学校給食センター所長】

そうです。

## 【教育長】

これまで、給食費の滞納額がとても多かったのですが、この債権放棄をすると、未納額が減るということです。これまで、なかなか収納することができず、市議会などで給食費の滞納額が何百万円とでて、何故、収納できないのかという論議がされましたが、今回、債権を収納することが難しいということで放棄すると滞納額が減ります。今後、その他をきちんと行ってくと滞納額が減っていきます。

# 【柗﨑委員】

今回、債権放棄するのは、要保護、準要保護になった家庭の未収金ですか。

## 【学校給食センター所長】

そうです。要保護、準要保護世帯になった世帯の分です。

# 【柗﨑委員】

要保護、準要保護世帯以外の未収金は入っていないということですね。

## 【学校給食センター所長】

そうです。要保護、準要保護世帯の認定前の未収入のものです。認定後は生活に困 窮されているため、その前の分についても納付が困難であるということで、今回、債 権を放棄するものです。

## 【伊藤委員】

現在、どれくらいの滞納額があるのですか。

#### 【学校給食センター所長】

令和元年度の現年度分を除いた、過年度分として約1,500万円あります。

## 【伊藤委員】

そうすると、その1,500万円から360万円くらいが減るということでいいですか。

## 【学校給食センター所長】

そうです。

# 【教育長】 閉会宣言 午後4時22分

以上をもちまして、令和2年4月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年5月27日

署名委員 伊藤晴美

署名委員 柗 﨑 継 雄